

令和7年 第11回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年11月27日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 本館3階大会議室

3. 出席委員 9名

会長	4番	秋吉一郎
委員	1番	久保光輝
	2番	衛藤将明
	3番	縣浩一郎
	5番	江藤国子
	6番	佐藤政也
	7番	松田浩二
	8番	佐藤誠一郎
	9番	高田英

4. 欠席委員

10番	大津雄司
11番	竹林論一

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③農地法第4条の規定による許可申請について
 - ④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（再審議）
 - ⑥農地転用事業計画変更申請について
 - ⑦非農地証明の発行について
 - ⑧農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
 - ⑨農業振興地域整備計画の変更について
 - ⑩その他

- (4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梠太希、行政専門員 長松喜久一

(1)

(事務局)

定刻過ぎましたので、これから始めたいと思います。式次第に入る前に、お知らせが2点あります。農地利用最適化推進委員の方に、こちらから文書を送らせていただきしております、内容は令和7年11月報酬に係る取り扱いというものでした。自宅に届いているかと思います。そのことについて、説明をさせていただきたいと思います。事務局の興梠です。総会の案内と一緒に書類の方送らせてもらったのですけれども、今年、任期の交代というところで4月から新しい体制でスタートする形になりました。その時に農地最適化推進委員さん、皆さんは4月4日任命っていうことになっておりましたので、本来であれば、報酬をお支払いするときに、日にち分引いた額をお支払いしないといけなかつたんですけども、私のミスで満額支給しているっていう形になっておりました。

それで皆さんから返してもらうっていうのはなかなか手間かと思いましたので、その分を本来4月に払う分だった報酬っていうのを、今年11月調整して先週に入金させてもらった形をとらせてもらっています。これによって総支給額っていうところは帳じりが合っているっていう形になりますので、ご報告が、遅くなつたことをお詫び申し上げます。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。ちなみに古城さんに関しては途中からということで対象でないのでよろしくお願ひいたします。すみませんご理解よろしくお願ひいたします。

では、式次第に従いまして、進めたいと思います。出席確認及び行事報告であります。出席委員は11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立しておりますので、ただいまより令和7年度第11回由布市農業委員会総会を開会いたします。引き続き、2番、会長挨拶よろしくお願ひいたします。

(2) 会長あいさつ

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。

会議は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

・ ・ ・ ・ ・ 異議なし・ ・ ・ ・ ・

異議なしと認めます。会議は本日1日間と決定しました。

次に、会議録署名委員の指名をします。1番久保委員よろしくお願ひします。

続きまして採決についてお諮りします。

これから採決します日程第1から9までのすべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・ ・ ・ ・ ・ 異議なし・ ・ ・ ・ ・

それではただいまより、会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により参事参与制限を受ける委員は退席をすることとなっておりますので、よろしくお願ひします。

日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について4件ございます。議案説明事務局よろしくお願ひします。

日程1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告 【事務局朗読説明】

(議長)

議案1号から4号につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。
日程第2、農地法第3条の許可の取り消しの報告について、1件ほどあります。
事務局議案説明をお願いします。

日程第2 農地法第3条の許可の取り消しの報告 【事務局朗読説明】

(議長)

議案5号につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。
日程第3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について9件ほどあります。
議案説明を事務局お願いします。

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案6号について説明を1番久保委員よろしくお願いします。

(久保光輝委員)

議案番号6番です。場所は挾間町谷の生田原です。谷東部公民館から挾間大橋向かい、50メートルほど行ったところ、左手に入る道があります。そこを入って500メーターほど進んだら、生田原団地があります。ちょうど入口にある、家があるその隣接している農地です。渡人と受人の関係性は、渡人から受人が家を買っており、畠がその家に附属していた形になります。受人の住所が豊後大野市になっていますが、本職が住職であります。お寺が豊後大野市にありますと通っている状況であります。ここに移住して12年、13年経っております。この畠も13年耕作している状況であります。特に問題ないと思いましたので審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

議案第7号について大津委員は欠席ですので、事務局お願いします。

(事務局)

議案番号7号について説明します。申請地は挾間町赤野になっております。
場所は挾間郵便局を上り、菊家を左手に見ながら300メートル先を右手に入った住宅地の中にある土地となっております。譲渡人は福岡県の方に移住し農地は1年に

数回草刈等をしていましたが、管理をするのが大変になり、管理をする方を探していましたときに、農地の近くに住んでいる、受人にお願いしたところ、贈与という形で今回の申請になっております。特に問題はないかと思いますので、審議をよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案8号について説明を佐藤委員欠席ですので事務局お願ひします。

(事務局)

議案8号について説明します。申請地は阿蘇野の下岩下です。

場所としましては、クロレラの工場がある三差路を、阿蘇野方面に行く道路の左下となっております。譲渡人が以前に移住ってきて、管理をしていましたが、滋賀県の方に戻るということで不動産業者に相談したところ、受人が移住するのに家と農地が欲しいということで、不動産業者と成立しました。受人は11月に草刈等してきちんと整備して、管理していくとの事で問題ないと思います。ご審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

9番高田です。今の説明の中で、家は別の土地があるんでしょうか。

(事務局)

家は今から建てるそうです。

(高田英委員)

買ったところに建てるとかいう話ではないですからそれをちょっと心配したんですが。

(事務局)

買ったところの中に宅地があるのでその中に立てます。農地の中ではないです。

(議長)

その他質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案9号について説明を大津委員欠席ですので事務局お願ひします。

(事務局)

議案 9 号について説明しております。

申請地は挾間町向原で、ほぼ住宅街の中心地となっております。

譲渡人が高齢により耕作できなくなり、ご近所の受人が畠をしたいということで今回の申請となっております。申請地は今まで畠として管理されており、農機具もそろっており、また今後農機具も追加して購入していくことで、耕作意欲もあり問題ないかと思いますので審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多數 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多數により承認します。

議案 10 号について説明を 1 番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号 10 番です。

挾間町鬼崎。場所が堤子土地改良区事務所の道を挟んで前の場所となります。

渡人と受人の関係は兄弟です。今までこの土地は、家の真横にあるということでもうずっと耕作している状態でした。今回、渡人が高齢のため、名義変更ということで、今回の申請になりました。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多數 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多數により承認します。

議案 11 号について説明を、1 番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号 11 番です。場所は挾間町谷です。白岳神社から野津原方面 700 メートルほど進んだ、右手にちょっとした山があります。そこが段々畠になっており、8ヶ所、1 筆が分かれている形になっております。渡人と受人の関係性は、受人は移住者です。この渡人から家を購入したところ、この田んぼが一緒にについているということで、今回の申請になりました。受人は移住で今まで農業をしたことありませんでしたが、今回、メインの仕事半分、今回のこの田を購入し、半分農業する兼業農家としてやっていくそうです。今のところ、機械は草刈り機だけですが、これから機械を購入していくことです。私が見たところ、問題がないと思いましたので、審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多數 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多數により承認します。

続きまして議案 12 号について説明を 1 番久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号 12 番です。場所は挾間町筒口公民館から野津原方面に、100 メートル、200 メートル行った右手にあります。次の農地法 5 条でまた出てくる議案と一緒にです。先に 5 条の方を見てもらいたいのですが、住宅になっております。

17 ページです。議案番号 21 番です。もともと第 1 種農地で農振を外しております。住宅として申請したのですが、面積がちょっと広いということで多分、分割しております。住宅として、670 m²で農地を 507 m²と分割しており、今回、先にこの 3 条で出ています。この渡人と受人の関係性ですが、会社の社長と従業員という形になります。機械も、この社長の方から借りて耕作するということです。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

9 番、高田です。田んぼとして 507 m²だけを、耕作されるっていうことでいいんですかね。

(久保光輝委員)

畑になります。家庭菜園になります。

(議長)

その他質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

議案 13 号については、9 番、高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。説明を 5 番、江藤委員、よろしくお願ひします。

(江藤国子委員)

13 号について説明させていただきます。

場所は JR 由布院駅裏の JA の車両センターに行く途中の圃場整備田と、フローラハウスの近くの圃場整備田で 2ヶ所となっています。

譲渡人ですけど、現在 78 歳で耕作は旦那さんがしていましたが、令和 6 年に旦那さんが亡くなり、今後も耕作できないっていうことから、受人に相談したところ売買の話がまとまったということで、受人は福岡にある会社の役員の関係で住所が福岡市となっていますが、ほぼ湯布院で生活されておりまして、また今年は駅裏の耕作放棄地を所有者に連絡を取って自ら草刈をしたりして、結構田んぼの整備とかを自分で行っており、農業経験も豊富で農機具もそろっているので、特に問題ないと 思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

高田委員入ってください。高田委員へ報告します。議案 13 号は審議の結果承認となりました。

議案 14 号について説明を 3 番、県委員よろしくお願ひします。

(県浩一郎委員)

譲渡人が離農により管理できないということになっております。受人は農機具も、かなり持っております、トラクターやコンバイン、乾燥機、倉庫等の大きなものを持っており、信用でき作業もしておりますので大丈夫だと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 4、農地法第 4 条の規定による許可申請について 1 件ございます。

議案説明を事務局お願ひします。

日程第 4 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(事務局)

議案番号 15 番に関して、提出していただいた資料に不備がございまして、今、修正を求めている段階ですので、今回の総会では見送らせていただきまして、修正が整い次第、次回以降、出てくる形になろうかと思います。よろしくお願ひいたします。

(議長)

次回以降に審議します。

日程第 5、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について 1 件ほどあります。

議案説明を事務局お願ひします。

日程第 5、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について

【事務局朗読説明】

(議長)

説明を 9 番、高田委員よろしくお願ひします。

(高田英委員)

議案 16 を説明します。

場所につきましては、湯布院から別府へ向かう県道別府湯布院線県道 216 号線のこはるうどんの北側の反対側ですね。そのところからずっと入ったところで、この申請地が奥に字図の 3 ページですね。1158-4 畑になってますが、ここに家を建てる。

この受人は、もともと湯布院の方で、現在、大阪府庁に勤務しておられましたが、一旦退職をして、大阪の会社に勤められております。その方が湯布院に家を建てて、終の棲家としてまた湯布院で暮らしたいということで、そこのところに家を建てたいということで、道路拡張が4メーターの道路の確保が必要なので、今回申請地の部分を譲ってもらって、道路の拡幅をするっていうことでの申請です。

よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数で承認します。

日程第6、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について5件ほどあります。

事務局説明をお願いします。

日程第6、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請

【事務局朗読説明】

(議長)

議案17号について説明を7番松田委員よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

議案17です。資料では6ページから11ページをご覧いただければと思っております。申請地は、挟間町来鉢です。目的は、駐車場をするということでございます。隣接者の同意書及び、水路組合の同意書をいただいております。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求める。

(高田英委員)

9番、高田です。10ページの排水計画平面図を見ているのですど、小さくて見にくいいんですけど、私が見落としているのかちょっとわかりませんけど、駐車場の路面の仕上げはどういうふうになっていますか？アスファルトなのでしょうか。砂利敷きなのでしょうか。

(事務局)

確認して後程お答えします

(議長)

その他ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案18号について説明を事務局お願ひします。

(事務局)

議案 18 号の説明をいたします。資料は、別冊 13 ページをお開きください。

今回の申請地は赤く囲っております。地目宅地の場所になっております。

この右側の 251-1、地目は田になっていると思うのですけれども、ここが、令和 7 年 8 月総会において家を建てますというところで 5 条の許可を出しておるような形になります。今回この 257-1 と 251-1、ここを両方使って家を建てますっていう、計画が当初からなっておりました。左側が地目は宅地だったため、右側部分のみ転用の許可を出したっていうような形になるんですけれども、こちら実際登記する段階で、課税地目が農地になっているというところで農業委員会の許可をもらってきてくださいというふうに法務局から指示の方が出了たということらしいです。それ以前にもうすでに着工してしまっていて、要は許可書が出てすぐ着工した工期の兼ね合いかががあったと思うんですけれども、そこで同時進行で法務局で登記を行っている間に、こちらも実は許可が必要だということが発覚した。そういう形になっておりますので、その右側 14 ページ見てもらうとわかると思うんですが、すでに一部掘られたり基礎の準備が始まっている形になっております。

ちょっと事情が事情なので、致し方ないかなというふうに事務局としては考えております。以上で説明となります。因みに建てられる家とかいったところは、前回の審議でかかったものと図面は何ら変わりがありません。こういった事情があるので、ここ 257 番の 1 が再度転用の許可をえたいというような関係になっております。ご審議よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。

(高田英委員)

13 ページの字図を見ると、細長いところに田んぼって一筆残ってるんですけど、これは道路敷きでしょうか。

(事務局)

申請地の北側ですね、ここ道路敷で大丈夫です。

(高田英委員)

その間に市区町村道というところとその間にあるのは水路ですか。その上側にある間はコンクリートを張った水路ですね。これ逆のところに道があるんじゃないですか。あと、水路がもっと広いんですけど、今道って言われたんですけど、どっちですか。

(事務局)

道だと思います。多分セットバックとかそういう話を建設課サイドからされたっていうようなのを聞いた記憶がありますので。水路ではないですね道だと思います。

(議長)

その他質疑ありますか。なければ、承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 19 号について私の方から説明します。場所は、上武宮から、渕の方に行く市道を通ったとき、ちょうど大分川を超えたところ辺りに柿原発電所の取水堰が大分川にかかりています。その取水堰に入る進入路を道路として用地を取得したいということで申請が出ております。受人が九州電力ということで、別に問題ないと思いますので審議よろしくお願いします。質疑ありますか。

(高田英委員)

写真を見ると農地を埋めているような感じがするけど、そうではないですよね。始末書問題ではないですよね。

(事務局)

こちらですけれど、始末書は実際つけさせていません。若干、非農地みたいな形になってるところの経緯っていうのを九電さんの方がつけてくださっています。2024 年の 9 月、台風 10 号によってその堰の一部が洗掘されて損傷してるのを確認したと。同年 12 月にこちらの方の修理に入るためにはこちらの農地を通っていくっていうようなことを考えたらしいんですけども、当時、現況が竹林に見てなってるかと思うんですけども、ここ自体も竹林のように呈していたと。

農地として機能していなくて、農業委員会に相談の上で、農地法に関する手続きは不要ですので、工事に伴って形状を変更する場合は元の形状に農地の形にですね戻すようにお願いしますというような指示を行ったということです。

同年 12 月に、堰の方の工事等は完了しております、その際に鉄板等を敷いた写真で見ると何か砂利かなんかが入ってるんじゃないかなっていう見た目になっているんですけども、実際に砂利等を入れたという事実はないようです。ただ重機等が通る兼ね合いで、鉄板を敷いて転圧されてしまったっていうのは実態としてあるようなんですが。何かしら持ってきて敷いたり等はしていないということでした。こういったところから、その始末書まで求める必要はかつてうちに相談の上、いろいろ当たらされたっていうところが経過もありましたので、始末書等を求める必要はないかなというふうに判断させていただきました。以上です。

(議長)

私は現地立ち合いしたんです。先ほど言ったように、鉄板敷いて実際、構造物じゃありませんので、問題ないなと思っております。その他質疑ありますか。

承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 20 号について説明を 3 番、県委員よろしくお願いします。

(縣浩一郎委員)

申請者は、里山たくという旅館でして、風の森の駐車場が、狭く繁忙期に縦列駐車等をして困っていたそうです。それで、前の農地がもう耕作放棄されて長いということで今回話があったようです。ご審議よろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の举手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

举手多数により承認します。

議案 21 号について説明を、1 番、久保委員よろしくお願ひします。

(久保光輝委員)

議案番号 21 番です。先ほど第 3 条、議案番号 12 番で説明した場所になります。総会資料の 28 ページから 33 ページに載っております。見やすいのが 30 ページ開いてご覧ください。場所はこんな感じです。次の 31 ページ、32 ページをご覧なって欲しいのですが、31 ページ、写真で、この赤線引いているところ削るということです。その削ったところに浄化槽を持ってきて排水をこの道路の側溝に放流するということです。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

質疑を求めます。

なければ承認される委員の举手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・

举手多数により承認します。

日程第 7 農地法第 5 条の規定による一時転用許可申請について 1 件ほどあります。

議案説明を事務局お願ひします。

日程 7 農地法第 5 条の規定による一時転用許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 22 号について説明を 9 番、高田委員よろしくお願ひします。

(高田英委員)

字図・位置図の 35 ページをご覧ください。

場所につきましては、陸上自衛隊湯布院駐屯地です。正面から塚原へ向かう県道鳥越湯布院線 617 号線ですね。右に曲がる 100 メーターほど行ったところの左側カーブ辺りです。これは今年の 5 月総会におきまして、旅館を建てるということで、許可是おりてるところです。芝浦グループホールディングスが旅館を建設するための、今度事務所として一時転用してそこに、仮事務所を建てて、やるということで、これは使用貸借になっています。無償で貸し出すというふうになっております。約 1 年後にはまた農地に戻すということでございます。以上です。

(議長)

質疑を求める。承認される委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第8、非農地証明の発行について6件ほどあります。

説明を事務局お願いします。

日程8 非農地証明の発行について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案23号から25号について、9番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限に退席となります。議案23号について質疑を受けます。

採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案24号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案25号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

高田委員に報告します。議案23号から25号については審議の結果、非農地証明発行を決定するということになりました。続きまして議案26号について質疑を受けます。

採決をいたします。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案27号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案28号について質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行していると思われる委員の挙手を求める。

・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

続きまして日程第9農用地利用集積等促進計画について、5件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程9 農用地利用集積等促進計画について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案の 29 号から 33 号について一括して質疑を受けます。

一括して承認に移ります承認される委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により議案 29 号から 33 号を承認します。

その他何かありますか。

(高田英委昌)

位置図と字図の34ページを見てください。湯布院陸上自衛隊駐屯地の位置を挙げているので、今月の13日に農政対策審議会。農振を外すとか外さないとか審議をする会がありまして、そのとき農政課の担当から説明を受けたことについて、ご報告しておきます。審議委員は農業委員会を代表して、私と大津委員がなっておりますが、大津委員さんは欠席しておられます。陸上自衛隊湯布院駐屯地って文字が書かれてあるとこら辺の北側ですね、陸上自衛隊ぐらいのところが、圃場整備をした第1種農地になっておりまして、ここが湯布院がミサイル部隊の増員とともに、もうすでに買収をしておられるっていうことで、約2.8ヘクタールが農振を外すっていうことの説明を受けました。このとき防衛にすることだから、図面とか何とかそういうものは何にもない。ただ国のやる事業なので、手続きは何も踏まなくできるということの説明を受けたので、皆さん方にも一応この場をもって説明をしておきたいと思います。

(事務局)

農業委員会サイドといたしましても、農転の許可不要という案件になってしまいま
すので、この先、審議の中で、こちらの転用が出てくるっていうことはありません
ね。

(高田英委員)

我々農地を守る立場で、第1種農地の圃場整備したところを守るとか守らんとか。いろんな意見を出してやっているのがなんか馬鹿らしくなってくることをちょっと感じたのでご報告だけしておきます。以上です。

(議長)

はい他に何かありますか。なければ終了いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。審議お疲れ様でした。

議事錄署名委員
